

第**11**回 定時株主総会

# 招集ご通知

**日時** 2019年6月20日（木曜日）  
午前10時

**場所** 東京都中央区京橋三丁目1番1号  
東京スクエアガーデン5階  
東京コンベンションホール

**目次** 第11回定時株主総会招集ご通知 ……2

**添付書類**

第90期事業報告 ……3  
計算書類 ……32  
連結計算書類 ……35

**株主総会参考書類**

第1号議案 剰余金の処分の件 ……41  
第2号議案 危機対応準備金の一部  
国庫納付及び危機対応  
準備金減額の件 ……41  
<ご参考>商工中金のガバナンス ……43

第11回定時株主総会会場ご案内略図

# 変わらない使命のために、 変わりつづける。

今、中小企業のお客さまが  
抱えている課題は、かつて  
乗り越えてきた課題とは  
大きく違う。

だから今、私たち商工中金も  
変わらなくてはならない。

これからも変わらず、  
中小企業のお客さまを  
支えていくために、  
私たちは変わり続けます。

## ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

ここに第11回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2019年5月

取締役社長

関根正裕



2019年5月31日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目10番17号  
株式会社 商工組合中央金庫  
取締役社長 関 根 正 裕

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

ご参考

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

1. 日 時	2019年6月20日（木曜日） 午前10時
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール
3. 目的事項 報告事項	1. 第90期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 2. 第90期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 第2号議案	剰余金の処分の件 危機対応準備金の一部国庫納付及び危機対応準備金減額の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当金庫定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stockmtg/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表なお、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした書類は、本招集ご通知の添付書類のほか、上記①及び②の書類となります。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stockmtg/index.html>）に修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要ですので、ご了承ください。
  - ◎当日の会場内では、当金庫係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承ください。

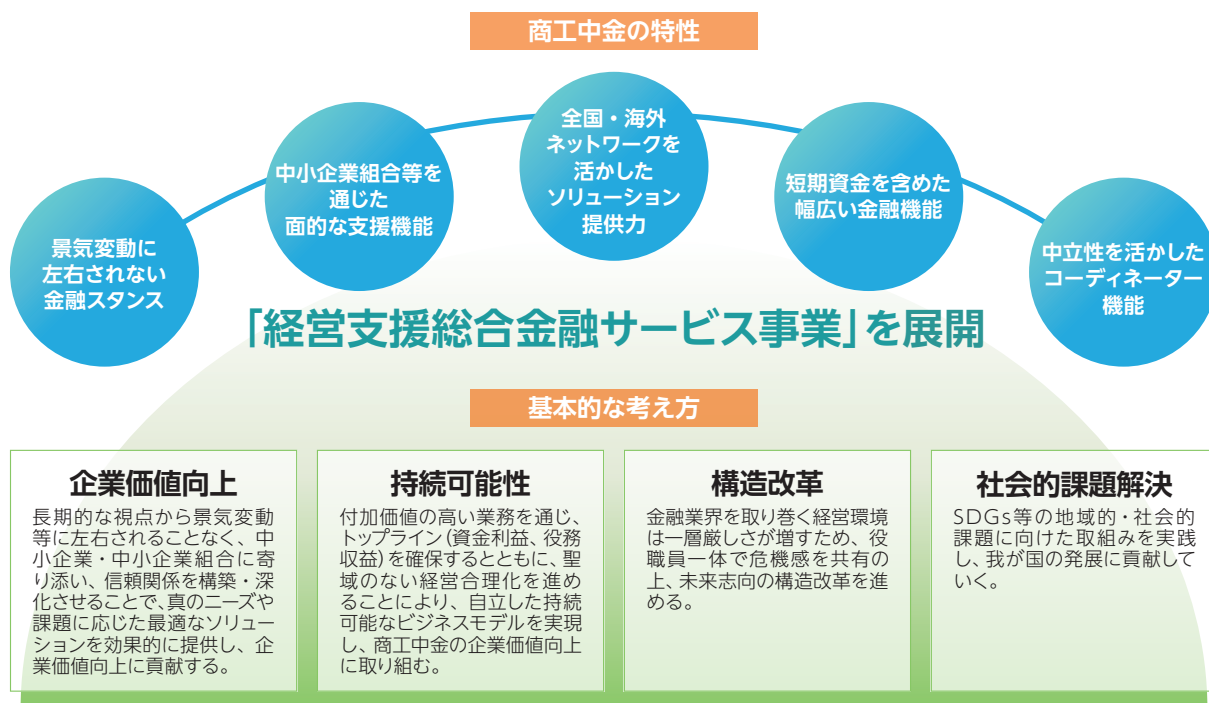
## 1 当金庫の現況に関する事項

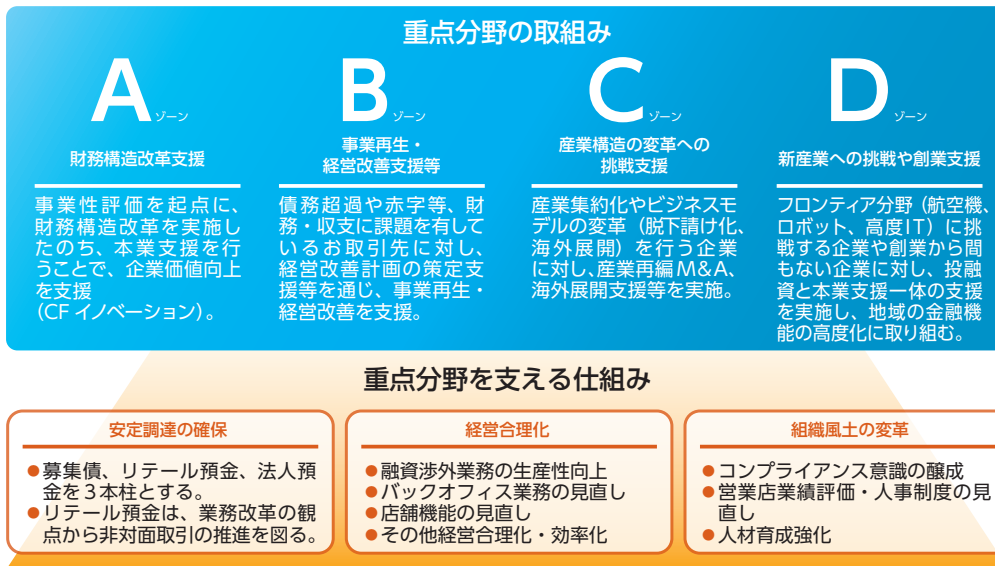
当金庫は、危機対応業務の不正行為事案等に対する反省を踏まえ、真に地域や中小企業に貢献するビジネスモデルの策定やガバナンス体制の強化等への取組みも踏まえて2018年5月22日に主務省に提出しました「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」の実行計画として、同年10月18日に中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」を策定いたしました。

本プログラムに沿って、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど当金庫ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」を展開し、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組んでいるところです。

変わらない使命のために、変わり続け、本プログラムを迅速・着実に実行していくことで、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。





## (1) 事業の経過及び成果等

### 【主要な事業内容】

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

### 【金融経済環境】

2018年度のわが国経済をみますと、景気は緩やかな持ち直し基調となりましたが、年度後半には減速傾向がみられました。内需は自然災害要因による一時的な減速を伴いながらも緩やかに持ち直した一方、外需は海外経済の成長鈍化に伴い、徐々に弱含みとなりました。

個人消費は、賃金の上昇や消費マインドの回復を受け、持ち直しました。輸出は海外経済の動きに合わせ、増加基調から年度後半にかけ弱含みに転じました。企業業績の改善等から設備投資は増加が続きました。消費者物価は前年比で上昇が続いたものの、伸び率は一進一退の動きとなりました。

中小企業についてみますと、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」(短観)において、景況感は足元でやや足踏みがみられますが総じて改善基調となり、高水準で推移しています。当金庫の「中小企業設備投資動向調査」では、設備投資を実施すると回答した企業の割合は緩やかに上昇しており、中小企業の設備投資意欲には改善がみられました。

金融面につきましては、10年物国債の利回りは年度半ばに日本銀行が長期金利の変動幅拡大を容認し

た後に一時上昇したものの、総じて低位安定が続きました。円の為替相場と日経平均株価については、年末にかけ一時的に円高が進み、株価も下落しましたが、年度末に向けやや値を戻す展開となりました。

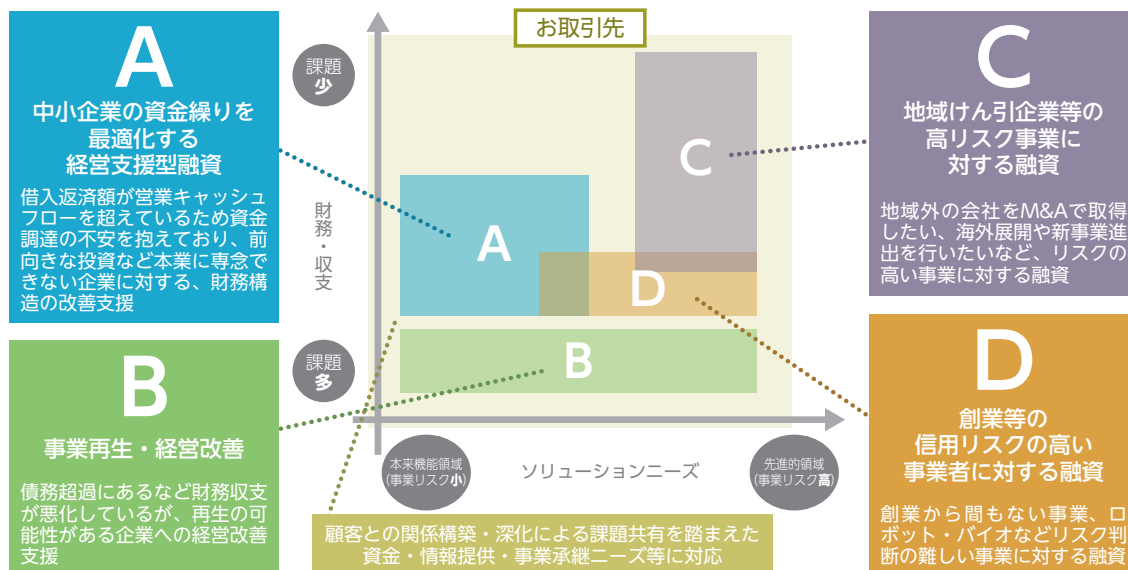
### 【事業の経過及び成果】

当期は、中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」を策定し、役員が全営業店を訪問して改革の理念を共有するとともに、新たなビジネスモデルの実現に向け以下のとおり取り組んでまいりました。

まず、重点分野の取組みについては、深度ある対話による事業性評価を起点に、お取引先のニーズに応じた資金支援を契機とした財務構造改革と本業支援を同時並行的に行うことで企業価値向上を支援しました（Aゾーン）。債務超過や赤字等、財務・収支に課題を有しているお取引先に対し、経営改善計画の策定支援等を通じ、事業再生・経営改善を支援しました（Bゾーン）。産業集約化やビジネスモデルの変革を行うお取引先に対しては、産業再編M&A、海外展開支援等、当金庫の国内外のネットワークを活用したソリューション提供を実施しました（Cゾーン）。また、新たな成長が期待される分野に挑戦するお取引先や創業間もないお取引先に対しては、投融資と本業支援一体の支援を実施し、地域の金融機能の高度化に取り組みました（Dゾーン）。

### 重点分野の取組み

4つの重点分野への経営資源投入により経営改革を強力に推進。





重点分野の取組状況を含む、「商工中金経営改革プログラム」の主要な施策に対しKPI (Key Performance Indicator：目標の達成度を定量的に評価する指標)を設定しており、その進捗状況について定期的に公表してまいります。

ビジネスモデルの実現を支える仕組みを構築するため、募集債・法人預金・リテールの三本柱のバランスを踏まえて、持続可能な資金調達方法の確立に取り組みました。また、改革の早期実現に向けてプロジェクトチームを設置して、既存業務の廃止・効率化による事務のスリム化、店舗機能の見直し、バックオフィス業務のコスト低減をはじめとする経営合理化に向けた検討を実施しております。

また、ビジネスモデルの実現に向けた態勢整備として、コンプライアンス意識の立て直しや不正防止に向けた取組みを強化しています。

このような活動により、当期につきましては次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

(預金)

預金は、定期預金等が増加した結果、期末残高は前期末比1,657億円増加し、5兆579億円となりました。

預金

**5兆579億円**

前期末比1,657億円増

(債券)

債券は、募集債が減少した結果、期末残高は前期末比2,212億円減少し、4兆2,383億円となりました。

債券

**4兆2,383億円**

前期末比2,212億円減

(貸出金)

貸出金は、セーフティーネット機能の発揮に取り組みましたが、お取引先の資金需要の低迷などから、期末残高は前期末比3,584億円減少し、8兆2,897億円となりました。

貸出金

**8兆2,897億円**

前期末比3,584億円減

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比72億円減少し、141億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比42億円減少し、84億円となりました。

特定取引  
資産

**141億円**

前期末比72億円減

特定取引  
負債

**84億円**

前期末比42億円減

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場動向を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比1,307億円減少し、1兆3,839億円となりました。

有価証券

**1兆3,839億円**

前期末比1,307億円減

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比1,403億円減少し11兆7,498億円となりました。

総資産

**11兆7,498億円**

前期末比1,403億円減

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比6,392億円減少し、20兆2,335億円となりました。

内国為替  
取扱高

**20兆2,335億円**

前期比6,392億円減

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引等が増加した結果、前期比15百万ドル増加し、6,967百万ドルとなりました。

外国為替  
取扱高

**6,967百万ドル**

前期比15百万ドル増

(損益)

経常収益は、資金運用収益が減少したこと等から、前期比237億円減少し、1,464億円となりました。経常費用は、資金調達費用は減少しましたが、与信費用が増加したこと等から、前期比24億円増加し、1,156億円となりました。

以上により、経常利益は前期比261億円減少し、307億円となり、当期純利益は前期比218億円減少し、144億円となりました。



## ■ 経常収益

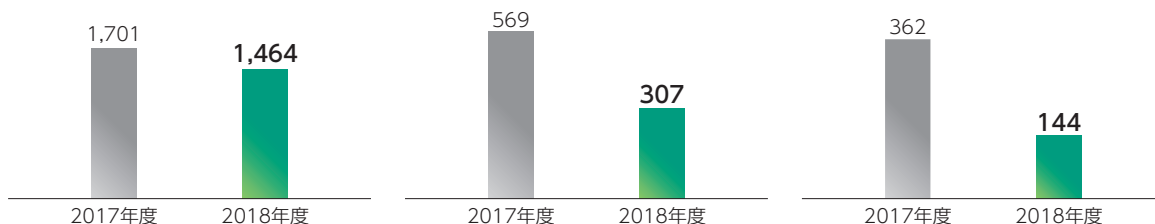
(億円)

## ■ 経常利益

(億円)

## ■ 当期純利益

(億円)



## 【対処すべき課題】

景気は、海外経済の成長や雇用・所得環境の改善を受け、内需を中心にプラス成長が続く見込みである一方、景気減速の動きを受け、中小企業の景況感改善に足踏み感がみられます。また低金利環境の継続により、金融機関を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、自立した持続的なビジネスモデルの構築に向けた取組みを一層加速させる必要があります。

そうした状況を踏まえ、当金庫においては、経営支援総合金融サービス事業へ転換し、真にお客さま本位で長期的な視点から、中小企業及び中小企業組合の価値向上に貢献するという基本的な考え方の下で中期経営計画の諸施策を推進し、お取引先とのリレーションを深化させ、真のニーズや課題に応じた最適なソリューションの提供を推進するよう、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

まず、重点分野への取組みについては、ビジネスモデルの前提である事業性評価を通じてお取引先の課題やニーズ把握を深掘りするとともに、地域金融機関や外部専門機関との連携・協業を密にしながら、当金庫の特長を活かしたソリューションを提供できる体制の整備と高度化を図ってまいります。

ビジネスモデルを支える仕組みを構築するため、ペーパーレス化やシステム化等による営業部門・バックオフィス部門の抜本的な業務改革、店舗統合等による店舗運営コストの低減、持続可能な資金調達方法の確立に取り組んでまいります。

また、コンプライアンス意識の立て直しや内部管理態勢の強化に引き続き取り組むとともに、ビジネスモデルと連動して職員が能力を最大限発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進に取り組んでまいります。

こうした取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	51,648	51,090	48,922	50,579
定期性預金	32,782	32,217	30,990	32,881
その他	18,865	18,873	17,931	17,698
債 券	48,168	47,441	44,595	42,383
貸 出 金	95,395	93,568	86,481	82,897
融資対象団体等向け	93,267	91,556	84,783	81,158
融資対象団体等向け以外	2,127	2,011	1,698	1,738
特定取引資産 (トレーディング資産)	265	204	214	141
特定取引負債 (トレーディング負債)	178	109	126	84
有 価 証 券	17,035	15,431	15,146	13,839
国 債	12,480	9,213	7,900	6,067
その他	4,554	6,217	7,246	7,771
総 資 産	125,074	127,788	118,902	117,498
内 国 為 替 取 扱 高	240,845	232,219	208,727	202,335
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 6,957	百万ドル 7,565	百万ドル 6,952	百万ドル 6,967
経 常 利 益	百万円 33,525	百万円 49,199	百万円 56,947	百万円 30,791
当 期 純 利 益	百万円 11,567	百万円 31,318	百万円 36,295	百万円 14,485
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 5 31	円 銭 14 38	円 銭 16 67	円 銭 6 65

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

## (参考) 連結業績

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経 常 収 益	2,044	1,953	2,047	1,812
経 常 利 益	349	508	584	321
親会社株主に帰属する 当期純利益	124	324	373	154
純 資 産 額	9,038	9,353	9,723	9,640
総 資 産	125,704	128,450	119,573	118,185

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,891人	3,857人
平 均 年 齢	39年4月	39年7月
平 均 勤 続 年 数	16年3月	16年8月
平 均 給 与 月 額	459千円	463千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北 海 道 地 区	5	( 1 )	5	( 1 )
東 北 地 区	9	( 1 )	9	( 1 )
関 東 甲 信 越 地 区	32	( 3 )	32	( 3 )
東 海 地 区	10	( 1 )	10	( 1 )
北 陸 地 区	4	( — )	4	( — )
近 畿 地 区	14	( — )	14	( — )
中 国 地 区	10	( 1 )	10	( 1 )
四 国 地 区	4	( — )	4	( — )
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12	( 1 )	12	( 1 )
国 内 計	100	( 8 )	100	( 8 )
海 外 計	1	( — )	1	( — )
合 計	101	( 8 )	101	( 8 )

- 注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。  
 2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
3 カ 所	3 カ 所

- 当年度新設営業所  
 該当ございません。

## ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1 北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
2 札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
3 ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
4 函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
5 空知商工信用組合	北海道美幌市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
6 十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
7 釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
8 青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川1207番1	信用協同組合
9 石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
10 古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
11 仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
12 秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
13 北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
14 山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
15 山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
16 福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
17 いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
18 相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
19 会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
20 茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
21 真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
22 那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
23 あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
24 群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
25 ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
26 熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
27 埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
28 房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
29 銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
30 君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
31 全東米信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
32 東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
33 文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
34 東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
35 東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
36 江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
37 青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
38 中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
39 共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
40 七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
41 大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
42 第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
43 神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
44 横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区蓬萊町二丁目3番地	信用協同組合
45 小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
46 相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
47 新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区宮所通一番町302番地1	信用協同組合
48 興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
49 新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
50 さくらの街信用組合	新潟県阿賀野市中央町一丁目9番1号	信用協同組合
51 協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
52 三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
53 巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
54 新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
55 塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
56 糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
57 富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
58 金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
59 石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
60 山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
61 都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
62 長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
63 岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
64 イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
65 飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
66 益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
67 静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
68 静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
69 浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
70 沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
71 三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の 主要業務
72 富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
73 島田信用金庫	静岡県島田市本通三丁目2番の1	信用金庫
74 焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町三丁目5番14号	信用金庫
75 掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
76 富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
77 遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
78 岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
79 信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武一丁目5番1号	信用協同組合
80 豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
81 愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
82 滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
83 京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
84 京都北都信用金庫	京都府宮津市宇鶴賀2054番地の1	信用金庫
85 大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
86 成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
87 大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
88 大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
89 のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
90 大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
91 兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
92 淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
93 鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
94 米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
95 倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
96 島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
97 島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
98 朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
99 笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
100 広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
101 広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
102 信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
103 両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
104 備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
105 山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
106 徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
107 阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
108 香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
109 土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
110 宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
111 福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
112 佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	信用協同組合
113 佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
114 佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
115 長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
116 長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
117 西海みずき信用組合	長崎県佐世保市下京町9番12号	信用協同組合
118 福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
119 熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
120 大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
121 宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙8241番地2	信用協同組合
122 鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
123 奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
124 株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
125 コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
126 株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
127 全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

- 二 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況  
該当ございません。



## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

単位：百万円

設備投資の総額	2,241
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

単位：百万円

内 容	金 額
前橋支店店舗移転	556
船場支店空調設備工事	360

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	1962年 9月8日	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、 計算受託業務	1973年 12月14日	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目3番2号	福利厚生業務	1982年 11月25日	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	1972年 6月22日	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	1974年 12月10日	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1982年 10月8日	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	1991年 1月22日	70百万円	100.00	—

注1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、子会社等有する議決権の比率です。

4. 連結対象の子会社等は上記7社です。

### 重要な業務提携の概況

該当ございません。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

## (8) その他現況に関する重要な事項

### 重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2019年3月31日現在、453の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリザール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。  
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。  
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

## 2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務全般 監査部 コンプライアンス統括部 店舗・業務改革推進プロジェクトチーム	—	—
鍛冶克彦	取締役専務執行役員 経営企画部 経営戦略室 IT戦略室 地域連携推進室	—	—
河野一郎	取締役常務執行役員 主計部 統合リスク管理部	—	—
高巖	取締役（社外取締役）	麗澤大学経済学部教授 日本ハム株式会社社外取締役 三菱地所株式会社社外取締役	—
多胡秀人	取締役（社外取締役）	一般社団法人地域の魅力研究所代表理事 株式会社山陰合同銀行社外取締役	—
中村重治	取締役（社外取締役）	株式会社エフテック社外監査役 トーヨーカネツ株式会社社外取締役 （監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役 （監査等委員）	—
渡瀬ひろみ	取締役（社外取締役）	株式会社アーレア代表取締役 マックスバリュ西日本株式会社社外取締役 株式会社パートナーエージェント社外取締役 株式会社アーバンフューネスコーポレーション社外監査役 ダイヤル・サービス株式会社社外取締役	—
牧野秀行	常勤監査役	—	—
岡田不二郎	常勤監査役（社外監査役）	—	—
寺脇一峰	監査役（社外監査役）	鈴木諭法律事務所弁護士 キューピー株式会社社外監査役	—
金子裕子	監査役（社外監査役）	早稲田大学商学大学院教授	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2019年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
梅田 晃士郎	副社長執行役員
中谷 肇	専務執行役員
佐藤 隆久	常務執行役員
小野木 哲也	常務執行役員
高橋 永泰	常務執行役員
青木 剛	常務執行役員
真船 実	常務執行役員
本幡 克哉	常務執行役員

- 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。  
補欠監査役 末吉 互  
なお、本人の申出により、末吉互氏は、本定時株主総会の終結の時をもって辞任する予定です。
- 監査役金子裕子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
- 取締役高巖氏は、2019年6月開催予定の日本ハム株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社社外取締役を退任予定です。
- 監査役寺脇一峰氏は、2019年6月開催予定の鹿島建設株式会社定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定です。また、同氏は、2019年6月開催予定の東芝機械株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定です。当金庫と同二社との間に、特別な関係はありません。
- 監査役金子裕子氏は、2019年6月開催予定の神奈川中央交通株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定です。当金庫と同社との間に、特別な関係はありません。
- 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
稲垣 光隆	2018年6月21日	任期満了	代表取締役副社長
菊地 慶幸	2018年6月21日	任期満了	代表取締役副社長 秘書室 経営企画部 人事部 審査本部
小野口 勇雄	2018年6月21日	任期満了	取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部 危機対応業務部 与信統括部
清水 紀男	2018年6月21日	任期満了	取締役常務執行役員 主計室 調査部 統合リスク管理部
長谷川 裕二	2018年6月21日	任期満了	取締役常務執行役員 広報部 管理部 業務推進部

退任した取締役の地位・担当及び重要な兼職は、退任時のものです。

## 8. 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の重要な兼職の状況
清水謙之	2018年6月21日	辞任	—
亀水晋	2018年6月21日	辞任	—
加藤隆一	2018年6月21日	辞任	—
本橋美智子	2018年6月21日	任期満了	本橋総合法律事務所弁護士
吉戒修一	2018年6月21日	辞任	TMI総合法律事務所弁護士 丸紅株式会社社外監査役

退任した監査役の重要な兼職は、退任時のものです。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### i) 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12人	107 (うち報酬以外の金額6)
監査役	9人	52 (うち報酬以外の金額4)
計	21人	159 (うち報酬以外の金額10)

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内です。
3. 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円及び役員退職慰労金1百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円及び役員退職慰労金0百万円を含めております。
4. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、2018年6月21日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名及び監査役1名、並びに同日辞任した監査役4名が含まれております。
5. 上記のほか、当該事業年度における役員退職慰労引当金戻入額が0百万円あります。
6. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

① 報酬

区 分	支 給 月 額	
取締役社長執行役員	1,989,003円	(1,229,000円)
取締役専務執行役員	1,668,561円	(1,031,000円)
取締役常務執行役員	1,526,143円	( 943,000円)
常 勤 監 査 役	1,450,078円	( 896,000円)

注1. 当該「支給月額」を上限として報酬を支給し、その他賞与等の支給はありません。

2. ( ) 内は、支給月額のうち、「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」を記載しております。

② 役員退職慰労金

退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※  
※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、  
また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2018年6月21日開催の第10回定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり役員退職慰労金を支払っております。

- ・取締役9名に対し計68百万円及び監査役4名に対し計10百万円  
（上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額77百万円が含まれております。）

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
高 巖	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
多 胡 秀 人	
中 村 重 治	
渡 瀬 ひろみ	
岡 田 不 二 郎	
寺 脇 一 峰	
金 子 裕 子	

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
高 巖	麗澤大学 日本ハム株式会社 三菱地所株式会社 経済学部教授 社外取締役 社外取締役
多 胡 秀 人	一般社団法人地域の魅力研究所 株式会社山陰合同銀行 代表理事 社外取締役
中 村 重 治	株式会社エフテック トーヨーカネツ株式会社 リケンテクノス株式会社 社外監査役 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員)
渡 瀬 ひろみ	株式会社アーレア マックスバリュ西日本株式会社 株式会社パートナーエージェント 株式会社アーバンフューネス コーポレーション ダイヤル・サービス株式会社 代表取締役 社外取締役 社外取締役 社外監査役 社外取締役
岡 田 不 二 郎	該当ございません。
寺 脇 一 峰	鈴木諭法律事務所 キューピー株式会社 弁護士 社外監査役
金 子 裕 子	早稲田大学 商学学術院教授

- 注1. 当金庫と麗澤大学、日本ハム株式会社、三菱地所株式会社との間に特別な関係はありません。
2. 当金庫と一般社団法人地域の魅力研究所、株式会社山陰合同銀行との間に特別な関係はありません。
3. 当金庫と株式会社エフテック、トーヨーカネツ株式会社、リケンテクノス株式会社との間に特別な関係はありません。
4. 当金庫と株式会社アーレア、マックスバリュ西日本株式会社、株式会社パートナーエージェント、株式会社アーバンフューネスコーポレーション、ダイヤル・サービス株式会社との間に特別な関係はありません。
5. 当金庫と鈴木諭法律事務所、キューピー株式会社との間に特別な関係はありません。
6. 当金庫と早稲田大学との間に特別な関係はありません。
7. 取締役高巖氏は、2019年6月開催予定の日本ハム株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社社外取締役を退任予定です。
8. 監査役寺脇一峰氏は、2019年6月開催予定の鹿島建設株式会社定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定です。また、同氏は、2019年6月開催予定の東芝機械株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定です。当金庫と同二社との間に、特別な関係はありません。
9. 監査役金子裕子氏は、2019年6月開催予定の神奈川中央交通株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定です。当金庫と同社との間に、特別な関係はありません。



## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
高 巖	12ヵ月 (通算21ヵ月)	当期開催の取締役会18回のうち16回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
多 胡 秀 人	9ヵ月 (通算9ヵ月)	取締役就任後に開催された取締役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
中 村 重 治	9ヵ月 (通算9ヵ月)	取締役就任後に開催された取締役会13回のうち11回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
渡 瀬 ひろみ	9ヵ月 (通算9ヵ月)	取締役就任後に開催された取締役会13回のうち11回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
岡 田 不 二 郎	9ヵ月 (通算9ヵ月)	監査役就任後に開催された取締役会12回のうち11回に出席しております。 監査役就任後に開催された監査役会11回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
寺 脇 一 峰	9ヵ月 (通算9ヵ月)	監査役就任後に開催された取締役会12回のうち10回に出席しております。 監査役就任後に開催された監査役会11回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
金 子 裕 子	9ヵ月 (通算9ヵ月)	監査役就任後に開催された取締役会12回のうち11回に出席しております。 監査役就任後に開催された監査役会11回のうち10回に出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

- 注1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。
2. 危機対応業務の不正行為事案等について、社外取締役及び社外監査役の各氏は、日頃から法令等遵守の観点から発言を行っており、再発防止等について意見表明を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫 からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫 の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	10人	59 (うち報酬以外の金額5)	該当ございません。

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。
3. 上記の支給人数には、2018年6月21日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名、及び2018年6月21日に辞任した監査役2名が含まれております。

### (4) 社外役員の意見

該当ございません。

## 4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数 24,934名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.68%
中 部 交 通 共 済 協 同 組 合	8,085	0.37
関 東 交 通 共 済 協 同 組 合	6,580	0.30
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087	0.27
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	5,000	0.22
大 阪 船 場 織 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810	0.22
北 央 信 用 組 合	4,662	0.21
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	4,223	0.19
共 立 信 用 組 合	3,772	0.17

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（10,204千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000千株	46.68%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	682,606	31.36
事 業 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	619,330	28.45
事 業 協 同 小 組 合	0	0.00
信 用 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	61,139	2.80
企 業 組 合	2,135	0.09
協 業 組 合	6,619	0.30
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,410	1.12
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会	1,799	0.08
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会	3,869	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	592	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,368	0.15
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	434,414	19.96
そ の 他	2,641	0.12

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式10,204千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「—」で表示しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白 畑 尚 志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜太郎	103	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、監査人数・時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・全銀協TIBOR行動規範の遵守態勢に対する保証業務 ・米合衆国の外国口座税務コンプライアンス法に関するアドバイザリー・サービス業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は111百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ございません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

- 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当ございません。

## 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

## 7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。

ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。

ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括部に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。

ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。

ホ. 不祥事件等の個別事案にかかる対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、「コンプライアンス委員会」を設置する。

ヘ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

ト. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。

ロ. 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。

ロ. 取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。

ハ. 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議において、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。

ロ. 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。

- ハ. 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
- 二. 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。
- (5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当会社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。
- ロ. 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。
- ハ. 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。
- 二. コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
- ホ. 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
2. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制
- イ. 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り役及び経営会議に報告する。
- ロ. 当会社は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。
3. 当会社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。
- ロ. 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
- ハ. 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。
- 二. 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。
4. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
5. その他
- イ. 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
- ロ. 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
- (6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。



- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、執行部門から独立した使用人を配置する。
  - ロ. 監査役室の使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
    - イ. 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
    - ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
    - ハ. 社内及び社外に設置した内部通報窓口へ内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
  - 2. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
    - イ. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
    - ロ. 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口へ内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
  - 3. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
    - イ. 当会社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
  - ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
  - ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
  - ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

## 8 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直しなどに取り組んでまいります。2018年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」、「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しております。危機対応業務における不正事案を踏まえ、直ちにコンプライアンス意識の立て直しを図るため、新たな「倫理憲章」を策定した後、本年度は、コンプライアンス改革ワーキンググループでの議論、各部室店からの意見や外部コンサルタントの意見等を踏まえ、現行のコンプライアンス・ハンドブックを改編し、「倫

理憲章」及び倫理憲章を実践するための「行動基準」、具体的な職務遂行場面での行動の例示等を盛り込んだ「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全職員を対象として読み合わせ研修を実施し、組織全体に周知しました。

また、職員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を自分のこととして理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、各部室店内で職務を行っていくに際し、困っていることや迷ったことを含めコンプライアンスについて、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的として、各部室店にコンプライアンス検討会を設置し、2018年度は同検討会を12回開催しております。

「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外窓口を設置）を整備しております。

内部監査体制については、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス態勢等に係る内部監査を実施しております。また、危機対応業務における不正事案を踏まえ、不正発生防止を目的としてリスク評価のあり方を見直し、リスクベースアプローチによる内部監査体制の高度化を図っています。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録等の保存・管理を行っております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

取締役会は半期毎に、リスク管理にかかる取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、リスク管理規程等の見直し可否を決定しております。

危機対応業務の不正行為事案等を踏まえ、2018年度のリスク管理プログラムにおいて、オペレーショナルリスクにかかるモニタリング態勢の強化及び不正リスク管理態勢の更なる高度化を新たに折り込みました。また、2018年度下期リスク管理プログラムの見直しにおいては、店舗機能見直しによる移転や店舗統合を踏まえたリスクの把握・評価を検討することを新たに折り込んでおります。

監査部は、取締役会が承認した「内部監査規程」に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。当事業年度は取締役会を18回開催しております。

監査役会設置会社として、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するため、取締役会は社外取締役を過半数とする体制とし監督機能を強化しました。

また、従来の雇用型の執行役員制度に加え、職員身分から離れてより大きな裁量で業務執行に取り組む委任型の執行役員を新たに導入し、執行体制の強化も図っています。

加えて、中期経営計画の策定をはじめとする経営の重要課題については、取締役会メンバーによる意見交換会を複数回実施し十分議論をしたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っています。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、当事業

年度は2018年6月及び2019年2月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築しております。また、その体制について検証を行っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助するため、2018年6月執行部門から独立した使用人を増員し、監査役室を配置して、補助機能の強化を図っております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会ほか重要な会議において、取締役及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・決定事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2018年4月から2019年3月までの間に計2回、代表取締役と監査役間の意見交換を行っております。内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、会計監査人から、主に会計監査の経過及び結果について、計12回報告を受け、意見交換を実施しました。

また、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するために三者の連絡会を、2018年10月に開催しております。

## 9 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

## 10 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。



# 第90期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常金	101,929	146,437
資	運出証券の引当金	92,450	
	貸有預金	5,603	
	の利息	1,264	
	の受取	1,247	
	の引当	21	
	の引当	1,342	
役	の受取	9,668	
	の受取	1,450	
特	の受取	8,218	
	の受取	2,948	
	の受取	1	
	の受取	2,946	
	の受取	1,479	
	の受取	943	
	の受取	536	
	の受取	30,411	
	の受取	46	
	の受取	454	
	の受取	29,910	
経	常金	7,277	115,645
資	預讓債	2,971	
	の利息	1,080	
	の利息	1,555	
	の利息	△1	
	の利息	57	
	の利息	1,574	
	の利息	38	
	の利息	2,016	
	の利息	405	
	の利息	1,611	
	の利息	9	
	の利息	9	
	の利息	611	
	の利息	77	
	の利息	143	
	の利息	17	
	の利息	373	
	の利息	77,715	
	の利息	28,014	
	の利息	1,419	
	の利息	349	
	の利息	30	
	の利息	152	
	の利息	26,062	
	の利息	30,791	
	の利息	686	
	の利息	6,850	
	の利息	89	
	の利息	6,760	
	の利息	24,628	
	の利息	11,342	
	の利息	△1,200	
	の利息	10,142	
	の利息	14,485	

# 第90期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	0
当期変動額					
危機対応準備金の 国庫納付		△15,000			
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
固定資産圧縮積立金の 取崩					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△15,000	—	0	0
当期末残高	218,653	135,000	400,811	0	0

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	
	利益準備金	その他利益剰余金					
固定資産 圧縮積立金		特別積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本計	
当期首残高	21,511	465	49,570	106,046	177,595	△1,049	946,009
当期変動額							
危機対応準備金の 国庫納付							△15,000
剰余金の配当	899			△5,396	△4,497		△4,497
当期純利益				14,485	14,485		14,485
自己株式の取得						△11	△11
自己株式の処分						0	0
固定資産圧縮積立金の 取崩		△32		32	—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	899	△32	—	9,120	9,988	△11	△5,023
当期末残高	22,411	433	49,570	115,167	187,583	△1,061	940,986

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	25,516	24	25,540	971,550
当期変動額				
危機対応準備金の 国庫納付				△15,000
剰余金の配当				△4,497
当期純利益				14,485
自己株式の取得				△11
自己株式の処分				0
固定資産圧縮積立金の 取崩				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△4,198	△18	△4,217	△4,217
当期変動額合計	△4,198	△18	△4,217	△9,241
当期末残高	21,317	5	21,323	962,309



## 第90期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,856,792	預 金	5,051,357
コールローン及び買入手形	45,347	譲渡性預金	284,360
買入金銭債権	26,573	債 券	4,237,910
特定取引資産	14,132	債券貸借取引受入担保金	593,243
有価証券	1,380,634	特定取引負債	8,404
貸出金	8,280,606	借 用 金	404,589
外国為替	16,571	外国為替	30
その他資産	178,060	その他負債	90,346
有形固定資産	37,276	賞与引当金	4,616
建物	16,276	退職給付に係る負債	24,062
土地	18,733	役員退職慰労引当金	41
建設仮勘定	740	睡眠債券払戻損失引当金	50,243
その他の有形固定資産	1,526	環境対策引当金	144
無形固定資産	11,880	その他の引当金	84
ソフトウェア	6,468	繰延税金負債	52
その他の無形固定資産	5,411	支払承諾	104,966
退職給付に係る資産	14,563	<b>負債の部合計</b>	<b>10,854,453</b>
繰延税金資産	41,732	(純資産の部)	
支払承諾見返	104,966	資 本 金	218,653
貸倒引当金	△190,601	危機対応準備金	135,000
<b>資産の部合計</b>	<b>11,818,536</b>	特別準備金	400,811
		資本剰余金	0
		利益剰余金	197,906
		自己株式	△1,061
		<b>株主資本合計</b>	<b>951,309</b>
		その他有価証券評価差額金	21,333
		繰延ヘッジ損益	5
		退職給付に係る調整累計額	△12,362
		<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>8,976</b>
		非支配株主持分	3,796
		<b>純資産の部合計</b>	<b>964,082</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>11,818,536</b>

# 第90期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		181,244
資金運用収益	101,915	
貸出金利息	92,432	
有価証券利息配当金	5,606	
コールローン利息及び買入手形利息	1,264	
預け金利息	1,247	
金利スワップ受入利息	21	
その他の受入利息	1,343	
役務取引等収益	10,173	
特定取引収益	2,948	
その他業務収益	35,844	
その他経常収益	30,362	
償却債権取立益	46	
その他の経常収益	30,315	
経常費用	149,045	
資金調達費用	7,435	
預金利息	2,971	
譲渡性預金利息	1,080	
債券利息	1,554	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△1	
債券貸借取引支払利息	57	
借入金利息	1,732	
その他の支払利息	38	
役務取引等費用	2,072	
特定取引費用	9	
その他業務費用	32,490	
その他経常費用	78,897	
の他の経常費用	28,140	
貸倒引当金繰入額	1,538	
その他の経常費用	26,601	
経常純利益		32,199
特別利益	686	686
特別損失	89	6,850
固定資産処分損失	89	
減損損失	6,760	
税金等調整前当期純利益		26,034
法人税、住民税及び事業税	11,757	
法人税等調整額	△1,156	
当期純利益		15,433
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		15,430

招集通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

ご参考



## 第90期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	186,973	△1,049	955,388
当期変動額							
危機対応準備金の 国庫納付		△15,000					△15,000
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属 する当期純利益					15,430		15,430
自己株式の取得						△11	△11
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	△15,000	—	0	10,932	△11	△4,078
当期末残高	218,653	135,000	400,811	0	197,906	△1,061	951,309

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	25,543	24	△12,367	13,199	3,796	972,384
当期変動額						
危機対応準備金の 国庫納付						△15,000
剰余金の配当						△4,497
親会社株主に帰属 する当期純利益						15,430
自己株式の取得						△11
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△4,209	△18	5	△4,223	—	△4,223
当期変動額合計	△4,209	△18	5	△4,223	—	△8,302
当期末残高	21,333	5	△12,362	8,976	3,796	964,082

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社商工組合中央金庫  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2018年4月1日から2019年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社商工組合中央金庫  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制及び運用状況に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役	牧 野 秀 行 ㊟
常勤監査役(社外監査役)	岡 田 不 二 郎 ㊟
監 査 役(社外監査役)	寺 脇 一 峰 ㊟
監 査 役(社外監査役)	金 子 裕 子 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第90期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当金庫普通株式1株につき金3円（ただし、株式会社商工組合中央金庫法第50条及び同法施行令第15条に基づき、政府が保有する当金庫普通株式については、1株につき金1円）といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、4,496,979,524円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
剰余金の配当にかかる主務大臣の認可を得ることを条件として、2019年6月24日といたしたいと存じます。

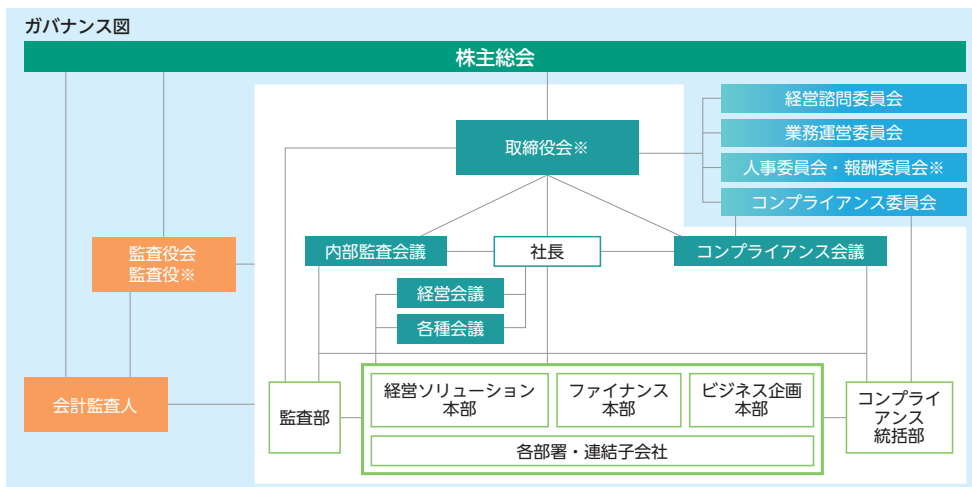
### 第2号議案 危機対応準備金の一部国庫納付及び危機対応準備金減額の件

危機対応準備金につきましては、2019年3月31日時点での危機対応融資残高等を勘案いたしまして、その一部である5,500,000,000円を国庫納付することとし、併せて、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 減少する危機対応準備金の額  
5,500,000,000円
2. 危機対応準備金の額の減少がその効力を生ずる日  
2020年3月31日

以 上





※社外取締役・社外監査役が就任している機関

## 主要な会社機関の内容

### 取締役会

取締役会は、取締役7名、そのうち社外取締役4名で構成されております。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っております。

### 監査役会・監査役

監査役会は、監査役4名、そのうち社外監査役3名（非常勤監査役を含む。）で構成されております。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、監査方針の決定等を行っております。

### 経営諮問委員会

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

### 人事委員会・報酬委員会

役員人事並びに役員報酬（制度）及び退職慰労金に係る業績評価について、取引先中小企業の代表者や外部有識者、社外取締役等で構成される「人事委員会」と「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

### コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務執行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

## 取締役会の実効性評価

過年度、主務大臣から2度の業務改善命令を発出されるに至った当金庫では、『監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会』を実現し、ガバナンスの徹底強化を図るべく、2018年度から、取締役会の実効性を分析・評価し、洗い出された課題に対し改善策を検討・実施することで次年度に活かしていくことを取り組んでいます。今後もこのようなPDCAサイクルを回していくことで、取締役会の機能向上を図ってまいります。

分析・評価は、取締役会のメンバー（取締役・監査役）全員に対し、取締役会の機能、取締役会の運営、監査機関等との連携、取締役・監査役への支援といった観点からアンケート調査を実施し、その結果を集計の上、意見交換会の開催、その後の取締役会での審議を経て、次年度の取組方針を決定しております。

アンケートの実施

意見交換会の開催

取締役会に報告・審議

**2018年度の実効性評価結果の概要は以下のとおりです。**

- ① 取締役会の機能面では「構成員のバランスが取れていること」、取締役会の運営面では「円滑な議事進行」について、肯定的な評価が多くありました。
- ② 一方で、『監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会』の実現に向けては、取締役会の機能面では「議題・議論の在り方」、取締役会の運営面では「資料の簡素化」に改善の余地があるといった点が、また監査機関等との連携においては「監査役をはじめとする監査機関と社外取締役の連携強化」を一層進めるべきであるといった点が課題として認識されました。

## 2018年度の実効性評価結果を踏まえた2019年度の取組み

上記の実効性評価を踏まえて、2019年度における当金庫の取組みの一部をご紹介します。

- モニタリング型の取締役会の実現に向けた重点議題の選定
- 社外取締役と監査役をはじめとする監査機関との定期的な意見交換会の開催
- 取締役会資料の簡素化 等





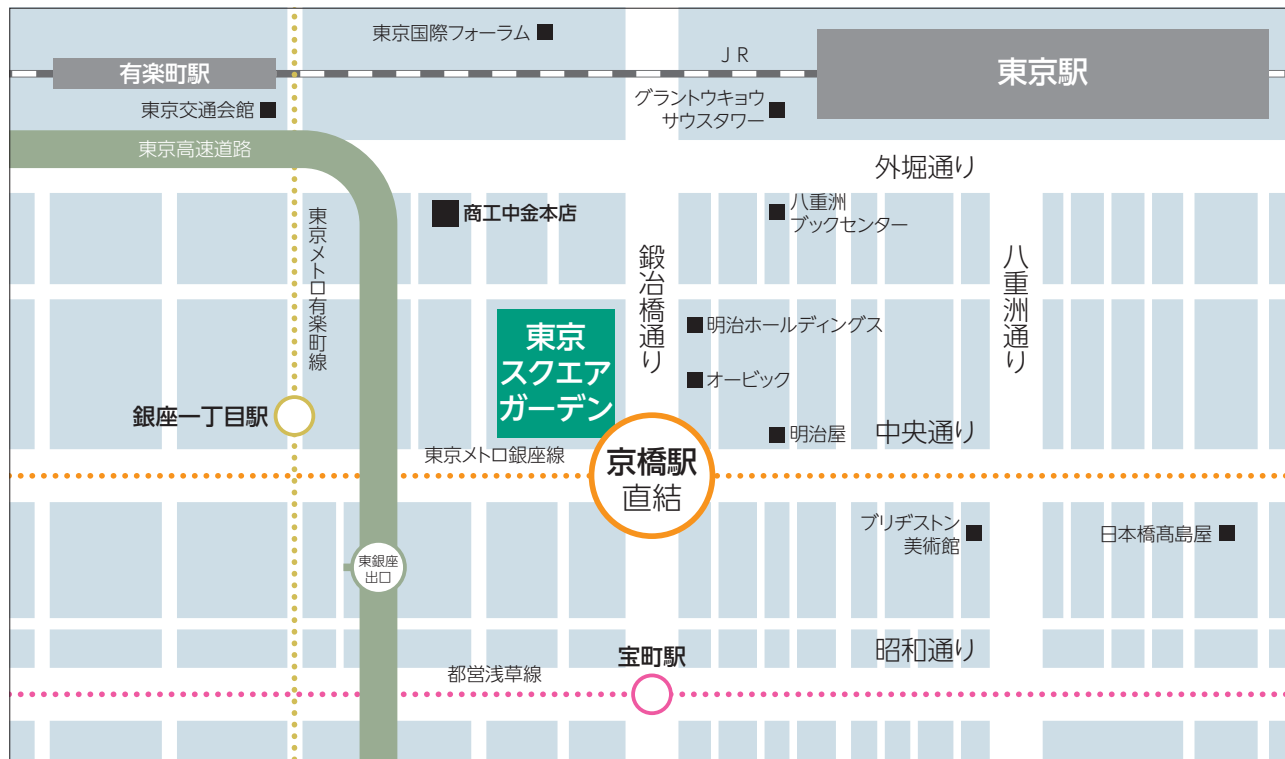
# 第11回定時株主総会会場ご案内略図

会場

東京都中央区京橋三丁目1番1号

東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール

電話 (03) 5542-1995



交通のご案内

○ 東京メトロ銀座線 京橋駅

3番出口直結

○ 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅

7番出口より 徒歩2分

○ 都営地下鉄浅草線 宝町駅

A4番出口より 徒歩2分

JR 東京駅

八重洲南口より 徒歩5分

JR 有楽町駅

京橋口より 徒歩6分



地球環境を考え、  
植物油インキを  
使用しています。



見やすくよみまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
使用しています。